

令和3年第3回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和3年3月26日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時11分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	欠	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	欠
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	欠
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	欠		吉 田 信 雄	出
8	石 田 裕 司	出		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 青木智史
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第3回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、野澤明廣委員、小和瀬守委員、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局長	<p>令和3年第3回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第1号から報告第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第27号から議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第34号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第35号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、石田裕司委員と小野田房良委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号から報告第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを議題といたします。</p> <p>それでは、報告第1号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものでございます。</p> <p>それでは、報告第1号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>農業用施設の内容としましては、周辺の畜舎の防火のための水槽で、面積は、21.76㎡となります。</p> <p>なお、こちらは、既に設置されておりますので、設置後の届出となります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項ですので御了承願います。</p> <p>次に、報告第2号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第2号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号につきまして、御説明申し上げます。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>農業用施設の内容としましては、ロールしたわらの保管のためのパイプハウスで、面積は、70㎡となっております。</p>
議長	<p>なお、こちらは、既に設置されているため、設置後の届出となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
事務局	<p>報告事項ですので御了承願います。</p> <p>次に、報告第3号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告第3号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>農業用施設の内容としましては、農機具保管のための倉庫で、面積は、108.37㎡となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項ですので御了承願います。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第26号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものでございます。</p> <p>それでは、議案第26号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、駅やスーパーなど周辺に生活環境が整っており、工場移転等で長屋住宅の需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのこと。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第4条第6項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第4条第6項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>24日に、内田委員と現地調査をまいりました。現況は、3方向が町道に囲まれております。既存住宅が4棟あり、ただいまの説明のとおり、用途地域内でもあるし、また、第3種農地ですので、長屋住宅としての転用については、特段問題はないかと現地調査をしてきたところであります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 27 号から議案第 33 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 27 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 27 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、子どもの成長に伴い、戸建て住宅を考えたところ、結婚後住み慣れた寄居町で、夫婦の実家の〇〇市に帰りやすく、義姉の家の近くを検討したところ、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものでございます。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本推進委員	<p>19 日に、柴崎委員と 2 人で現地を確認してまいりました。現地は、両隣を集合住宅に囲まれた土地でありまして、その周りの住宅ができていますので、住宅を建てるのには最適かと思えます。現状は、きれいに耕作されており、特に問題はないかと思われまます。よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 28 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 28 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請者建物の老朽化に伴い、建て替えを検討したところ、地権者と賃貸の関係で交渉がうまくいかず、場所をできるだけ変えないということで検討したところ、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
柴崎委員	<p>柴崎委員。</p> <p>19日に、坂本委員さんと現地を見てまいりました。申請地の東に、申請者の今の建物があります。申請地は、きれいに耕されておりまして、今日にも作付け出来るような状態でございます。特に問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 29 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 29 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、現在の住まいの賃貸住宅が手狭になったため、戸建て住宅を考えたところ、駅や学校など生活環境が整っていたため、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>19日の 13 時過ぎに、柴崎委員と現地確認をしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりですが、周辺の土地に関しても、農転の許可を取ったものでございまして、申請地以外は宅地化されております。今回、残った最後の土地についての転用申請ということでございます。ですので、周りは、既に住宅となっております、道路を挟んだ北側だけが、家庭菜園のような利用がされているということでございます。特段問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたし</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>ます。</p> <p>次に、議案第 30 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 30 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、現在の住まい敷地の駐車スペースでは駐車が困難で、出庫するときにも危険であることから、近隣の歩行者の安全も考え、駐車スペースとして拡張したく、今回の申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>先ほどの 29 号議案と同じく、19 日の 13 時過ぎに、柴崎委員と現地確認をいたしました。こちらは、先ほどの事務局のお話のとおり、申請地の西側にお住いの方が、隣接地を住宅敷地拡張ということでございます。現況は、きれいに草刈りなどされておまして、地盤の高さも、住宅と同じような高さでございます。特に問題はないかと思いました。よろしく願います。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 31 号及び議案第 32 号につきましては、関連がありますので、一括審議いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 31 号及び議案第 32 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 31 号及び議案第 32 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、住宅を検討したところ、議案第 31 号の母の所有地を借りることが出来たため、また、近隣に生活環境が整っていたことから、今回の申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>先ほどの議案の隣接地でございます。事務局からお話があったとおり、公図の一番下の L</p>

発 言 者	内 容
	<p>字のところが一番広く、ここに住宅が建つということでございます。そちらへ接道させるために、〇〇—〇並びに〇〇—〇の敷地を足して、北側の道路と接道するような住宅ということでございます。近隣も、近々同様の開発がされるような状況かなと見て取れました。特段問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 31 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 33 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 33 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は現在、寄居町内に住んでおりますが、居住地が土砂災害警戒区域に近く、自然災害の恐れがあることから、母の所有している農地で、生活のしやすい場所を探したところ、今回の申請に至ったとのこととです。</p>
議 長	<p>本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 なお、本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 内田委員。</p>
内田委員	<p>24 日に、石澤委員と私で、現地の確認をしまりました。事務局の方からお話がありましたように、譲渡人の娘さんが家を建てるとということで、現地を確認しても、道路に面しており、特段問題はないかと思っております。娘さんにはお会いできなかったですが、お母さんとお会いできて状況も伺ってまいりました。問題はないかと思っておりますので、御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 33 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 34 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 34 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 5 ページから 6 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 34 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 9 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 17 人です。</p> <p>合計 45 筆で、48,127.71 平方メートル、そのうち、田が 17 筆で、16,461 平方メートル、畑が 28 筆で、31,666.71 平方メートルとなります。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第 6、議案第 35 号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 35 号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 7 ページから 8 ページを御覧ください。</p> <p>それでは、議案第 35 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされて</p>

発 言 者	内 容
	<p>いるものでございます。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸付希望者を募集し、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募者の中から、適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。</p> <p>当町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区に加え、昨年度、用土地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。今年度、新たに、上郷南・中郷地区、牟礼地区及び今市地区の 3 地区の拡大に向けて、手続きを進めてきたところでございます。</p> <p>先ほど御審議をいただきました、議案第 34 号の農用地利用集積計画の整理番号 42 から 45 の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借受けます。その借受ける農地を、どの借受希望者に貸付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画の案でございます。</p> <p>借受ける該当農地につきましては、7 ページを御覧いただければと思います。借受希望者に関しまして、御説明いたします。1 番から 4 番、全ての農地につきまして、赤浜地区の農地であり、(議案書の番号 1 から 4 の賃貸借の設定等を受ける者)が借受希望者となります。</p> <p>8 ページにつきましては、対象地区の図面となっております、赤枠で囲われている農地が、今回の配分計画の農地でございます。面積、集積率に関しまして、御説明いたします。今回、畑 4 筆、10,184 平方メートルが追加となり、今まで集積された面積も合計をしますと、177,213 平方メートルで、集積率は 18.33%となります。</p> <p>なお、御承認をいただきました後に、意見を町に報告し、町はその意見を聴き、町から農地中間管理機構にこの配分計画の案を送付します。その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 35 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 35 号は原案のとおり意見なしで、町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了いたしました。
	委員さんから、何かございますか。
	(委員からなしの声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、御連絡いたします。
	次回の総会の日程になります。4 月 26 日月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	繰り返し申し上げます。4 月 26 日月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	以上、よろしくお願いいたします。
議長	それでは他に無いようですので、令和 3 年第 3 回総会を閉会いたします。

発 言 者	内 容
事務局長	御協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>石田裕司委員 小野田房良委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和3年3月26日</p> <p>議 長 室岡重雄</p> <p>委 員 小野田房良</p> <p>委 員 石田裕司</p>